

農業の将来を考える 「地域計画」 座談会

令和8年7月16日開催（全地区合同開催）

龍ヶ崎市農業政策課

次 第

I. 令和8年度の本市の取組の進め方について

1. 地域計画とは何？
2. 昨年度までの取組内容
3. 令和8年度の取組方針

II. 情報提供

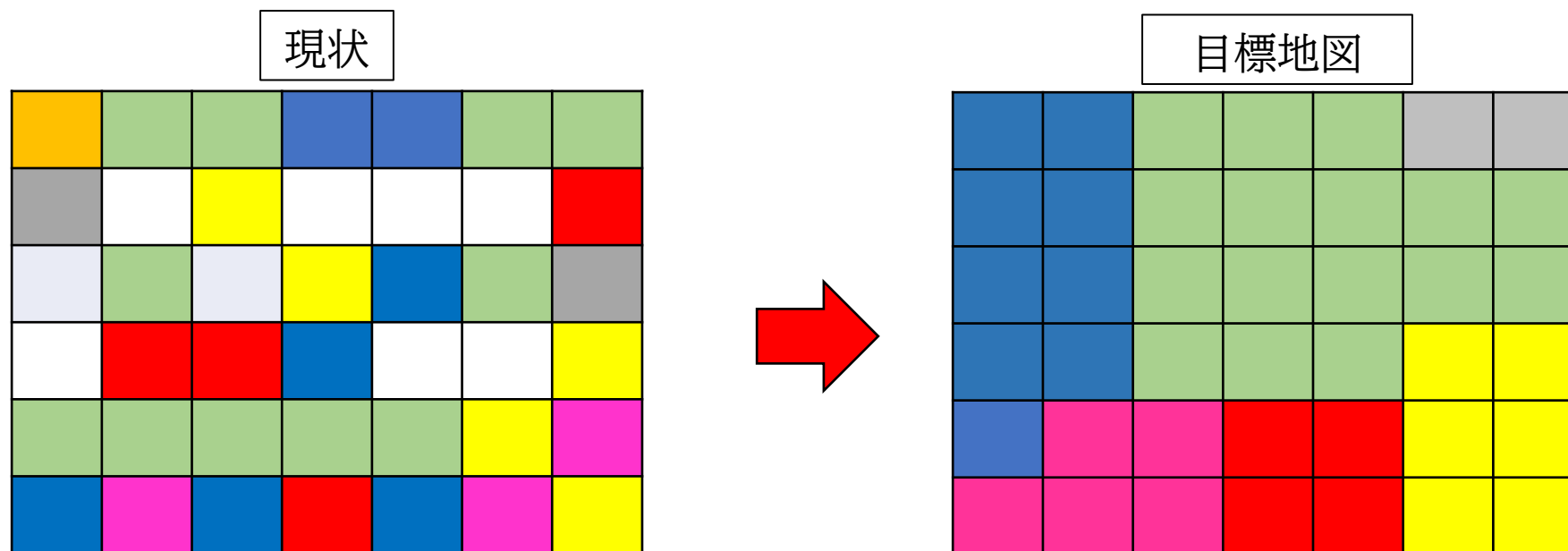
1. 農地中間管理事業の推進について
2. 本市の展開する補助事業
3. 「火入れ制度」について
4. 関係機関からの情報提供

令和 8 年度の本市の取組の進め方

1. 地域計画とは何？

【地域計画（正式名称：地域農業経営基盤強化促進計画）の背景】

- 人口減少、高齢化等による耕作者の減少・未耕作農地増加のおそれ
- 農地を農地として守っていくために、地域内で話し合い、将来的な耕作者をあらかじめ目標として示していくことが重要
- 農業経営基盤強化促進法改正（令和5年）により、人・農地プランが「地域計画」として法令化。将来の農地利用の姿を示した「目標地図」を新たに作成
- 「目標地図」に沿った農地の集積・集約を進め、荒廃農地発生抑制、農業経営効率化



地域（耕作者・地権者・自治会長・区長・・・etc.）主体で策定する計画！！

【「地域計画」における合意形成の考え方】
～なぜ、農業者の方に話し合いをお願いするのか～



STEP 1 市役所内の合意形成



STEP 2 関係機関・団体（JA、土地改良区等）との合意形成



STEP 3 農業委員・農地利用最適化推進員との合意形成



STEP 4 認定農業者等の農業者による協議・合意形成



STEP 5 地域（地権者）との協議・合意形成

農業者による協議・合意形成によって次のステップにつながる

2. 昨年度までの取組内容

【取組状況】

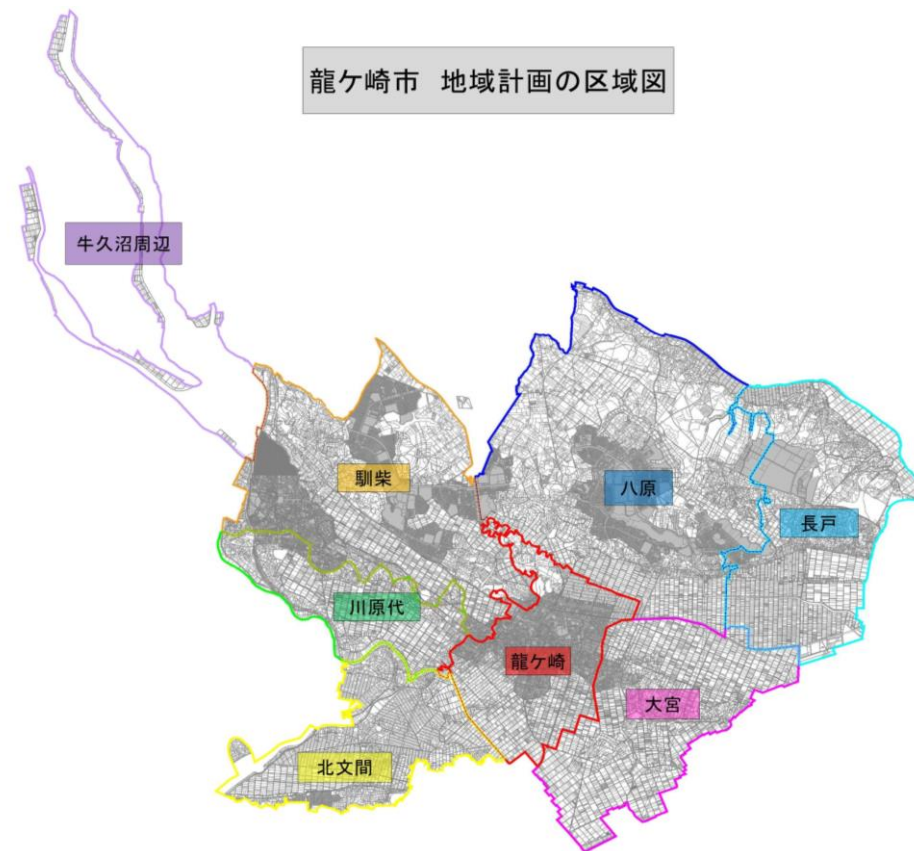
- ・ 市内を8の区域に整理し、令和5年度から地区ごとの座談会を開催。
- ・ 令和7年3月に座談会の内容を整理し、「地域計画」を策定。
- ・ 令和7年4月から「地域計画」のブラッシュアップに向けた取組を開始。

【令和7年度取組内容】

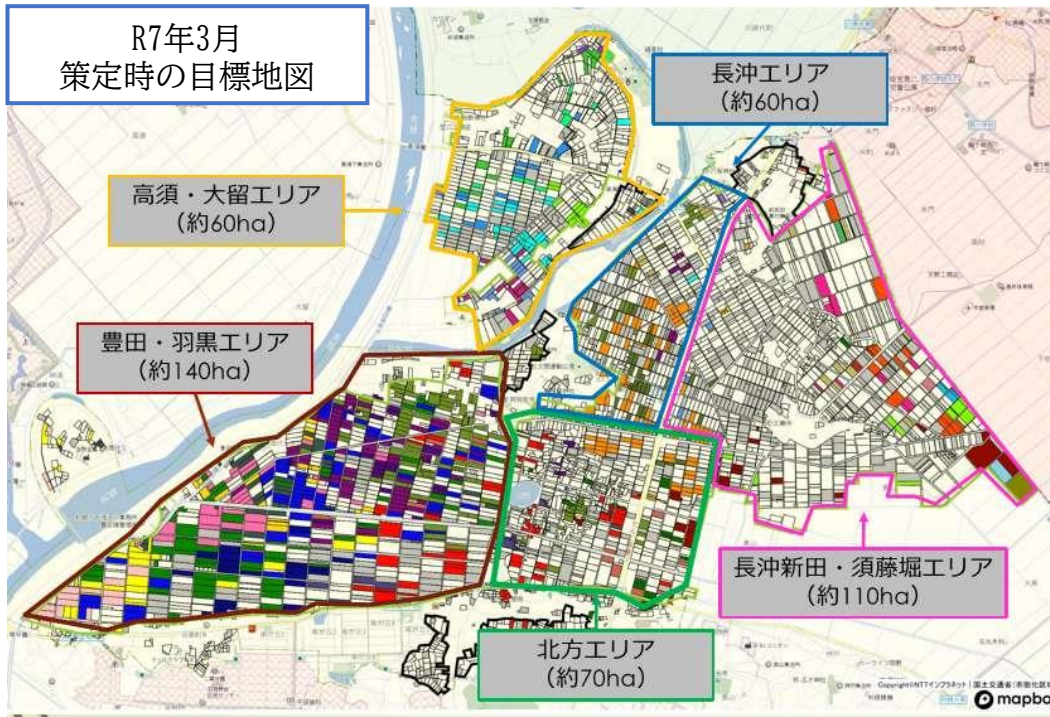
- ・ 「北文間地区」をモデル地区に選定。特に豊田・羽黒エリアに絞って、重点的な取組を実施。
- ・ 「牛久沼周辺地区」を除く、6地区も座談会を開催。

【座談会の主な内容】

- ・ 農地集積集約（全国）・新メガファーム事業（龍ヶ崎市）の事例紹介
- ・ ほ場整備（土地改良）事業内容・進め方の紹介
- ・ 特定外来生物（ナガエツルノゲイトウ等）の防除・補助金などの情報提供
- ・ 地域農業の課題や経営意向の共有、農地集積・集約へ向けた取組



【モデル地区（北文間地区）の取組概要】



地域の概要

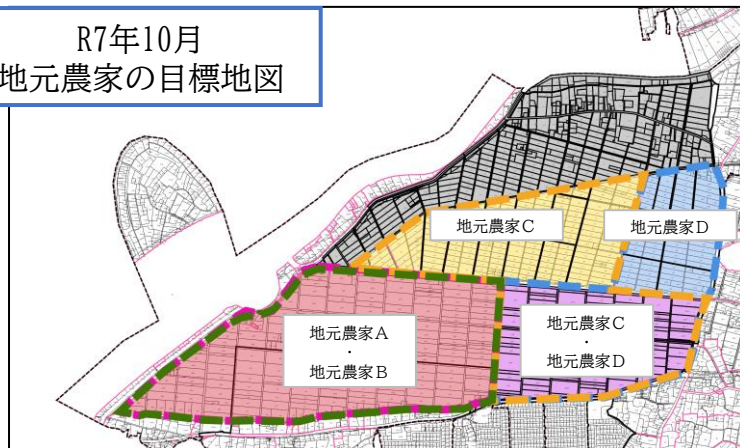
- ・ 北文間地区は農地面積441ha（水田が約8割）
- ・ 基幹作物は水稻
- ・ 地域の農業を担う者38名、うち認定農業者22名



地元農家と入作農家の話し合い（R8年2月）

令和7年6月	令和7年10月	令和7年12月	令和8年2月
北文間地区全域	豊田・羽黒エリア	豊田・羽黒エリア	豊田・羽黒エリア
農業者11名参加	地元農家5名参加	入作農家5名参加	地元・入作農家7名参加
協議の深化を図るため、エリアを細分化。豊田・羽黒エリアの重点取組を確認。	地元意向の目標地図作成。 将来の耕作意向面積共有。	入作農家の目標地図作成。 将来の耕作意向面積共有。	地元・入作の意向を反映した目標地図の共有。 農地集積・集約の取組へ活用することを確認。

R7年10月
地元農家の目標地図



- ・集積集約エリアの共有
- ・入作農家の意向調整
- ・地元農家の意向調整



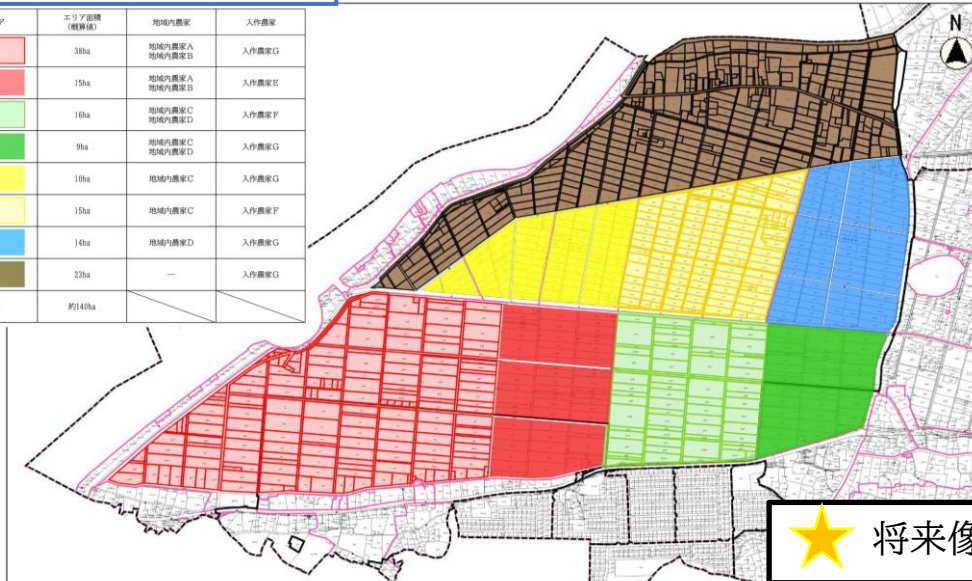
地域農業を次世代に繋げるためのワークシート

R8年2月
豊田・羽黒エリア目標地図



・地元農家の意向に入作農家の意向を重ねて・・・

色エリア	エリア面積 (概算値)	地域内農家	入作農家
赤	38ha	地域内農家A 地域内農家B	入作農家G
赤	15ha	地域内農家A 地域内農家B	入作農家H
緑	16ha	地域内農家C 地域内農家D	入作農家F
緑	9ha	地域内農家C 地域内農家D	入作農家G
黄	10ha	地域内農家C	入作農家G
黄	15ha	地域内農家C	入作農家F
青	14ha	地域内農家D	入作農家G
茶	23ha	—	入作農家G
合計	約140ha		



地域農業の継承者【北文間地区 豊田・羽黒エリア】				
地域農業を担う者		作物	経営意向面積	後継者有無の意向 (65歳以上のみ)
地域内農家	A (69歳)	水稻	15ha	△
	E (77歳)	水稻	5.5ha	×
	C (72歳)	水稻	20ha	○
	D (56歳)	水稻	10ha	
	— (82歳)	水稻	8ha	△
入作農家	E (49歳)	水稻	10ha	
	F (61歳)	水稻	15ha	
	G (42歳)	水稻	50ha	
合計			133.5ha	
			6.5ha	

★ 将来像が見える化 ★

【令和7年度に得られた取組課題】

- 地域計画の主旨である1筆1人の目標地図は、ハードルが高く、全員が意向を発信しにくい
- 地元農家の意向が発信されないと、入作農家の意向も発信されない
- 人数が多いほど・・・（エリアが広いほど・・・）話し合いの深化は困難
- 地域計画の策定地区ごとの座談会開催は・・・
 - ⇒ 同一・同様の内容が多く、農家を含めた関係者全体の負担
 - ⇒ エリアが広く、関係者の招集が困難かつ、意見交換に終始し、マンネリ化の懸念



農家・関係者のみなさんに結果を見える化していくことが重要！！



【取組成果・解決手段】

- 1人1筆に限定せずに見える化できる形の話し合いの取組（目標地図の見える化）
 - ⇒ 目標地図に沿った農地集積・集約の実行、将来の更なるブラッシュアップへの下地
- 少人数（4～5名）、地元農家限定、入作農家限定など、参加者をあえて限定することも重要
- 重点的な取組による成果の見える化
 - ⇒ 成果につながることでマンネリ化を抑制、じぶんごとの取組へ！

3. 令和8年度の取組方針

【取組方針】

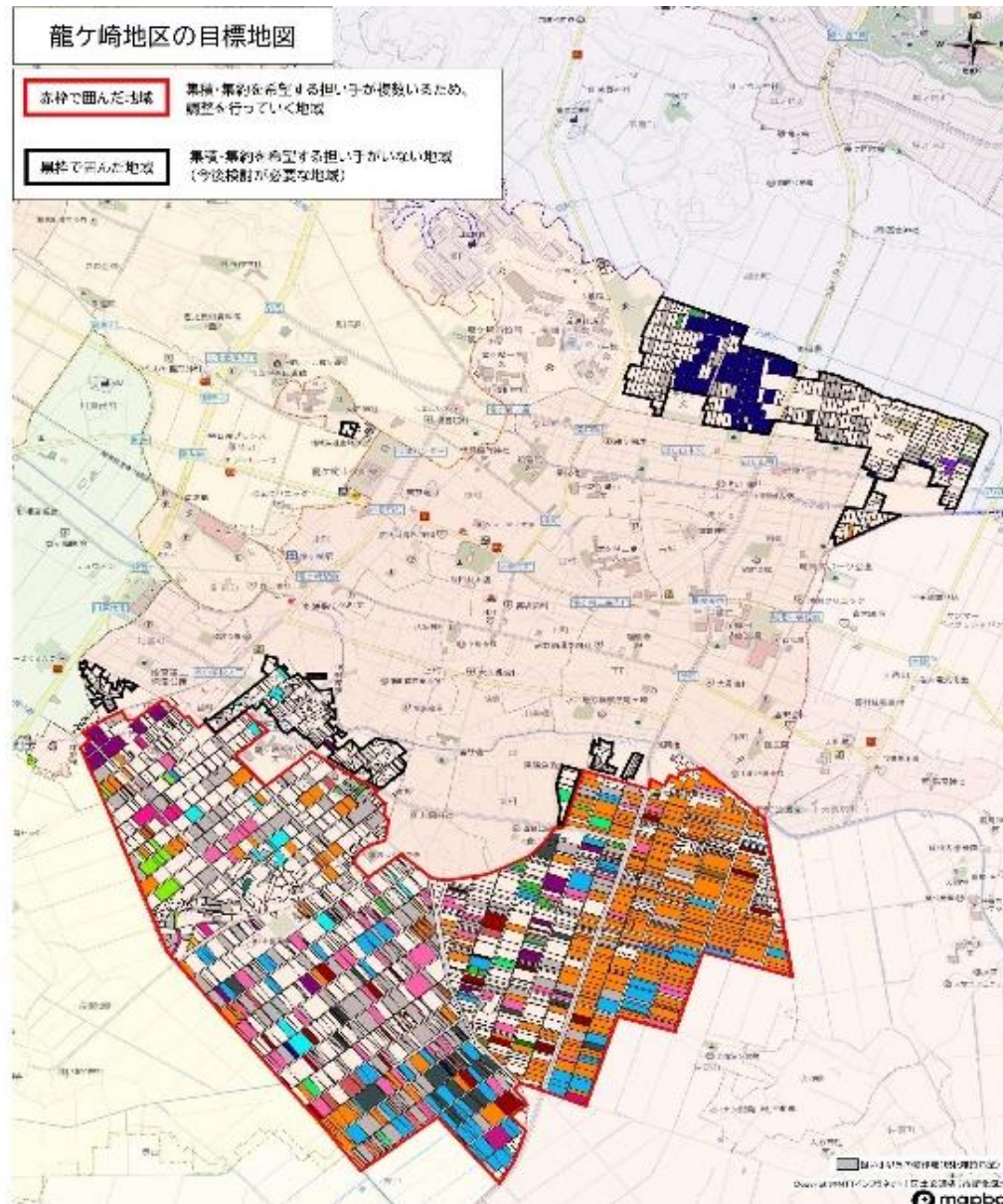
- 地域計画の取組は、P D C Aサイクルを通じてブラッシュアップを図っていく！
- 話し合いのマンネリ化を招く恐れ、参加者の減少、将来の話し合いの土壌を損なう恐れがある無計画な座談会開催はしない！
- 話し合いの深化を図るため、小規模・少人数の座談会を多く開催する！



【取組計画】

- **全地区合同座談会の開催（本日開催）**
開催頻度：年1回開催
目的：市内全域の農業課題や補助制度などの情報を共有
個別（小エリア）座談会の開催予定の共有
- **個別（小エリア）座談会の開催（8月～2月）** ※個別（小エリア）座談会は**随時要望受付中！**
 - ① 小屋エリア（川原代地区）【8月予定】
 - ② 豊田・羽黒エリア（北文間地区）【8月予定】
 - ③ 下泉エリア（八原地区）【9月予定】
 - ④ 馴馬・馴柴エリア（馴柴地区）【未定（冬季）】

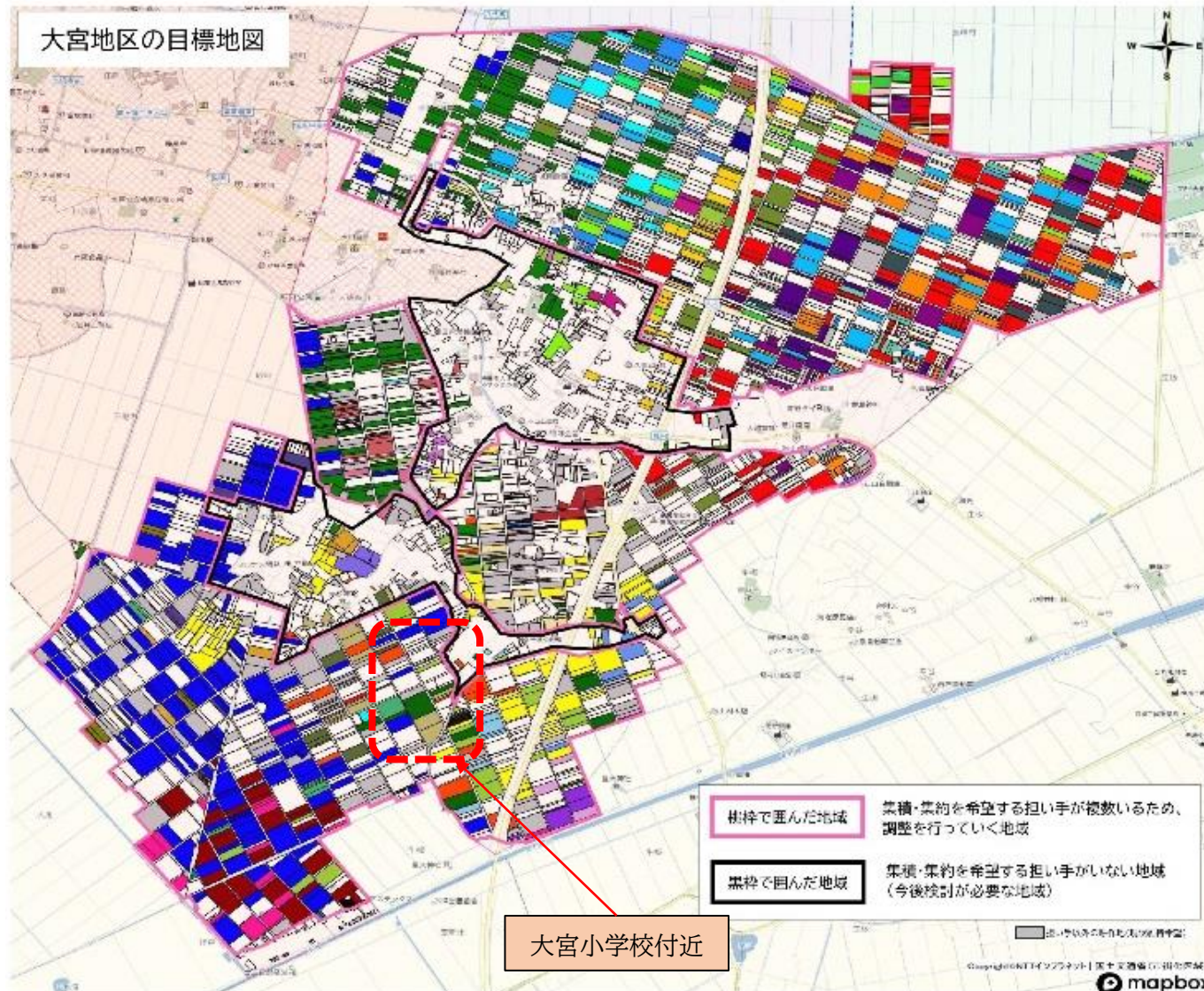
【龍ヶ崎地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は249ha【集積率47%】
- ・基幹作物は水稻
- ・北部（流通経済大学以東）は、地盤等の条件が悪く、離農が顕著。集積困難。
- ・都市計画マスタープランにおいて、市街地縁辺部として位置付け。市街地を補完する用途の土地利用も検討。
- ・南部は、新メガファーム事業（R4-R6）の対象区域。農地集積も進捗。引き続き、農地集積・集約に取り組む。

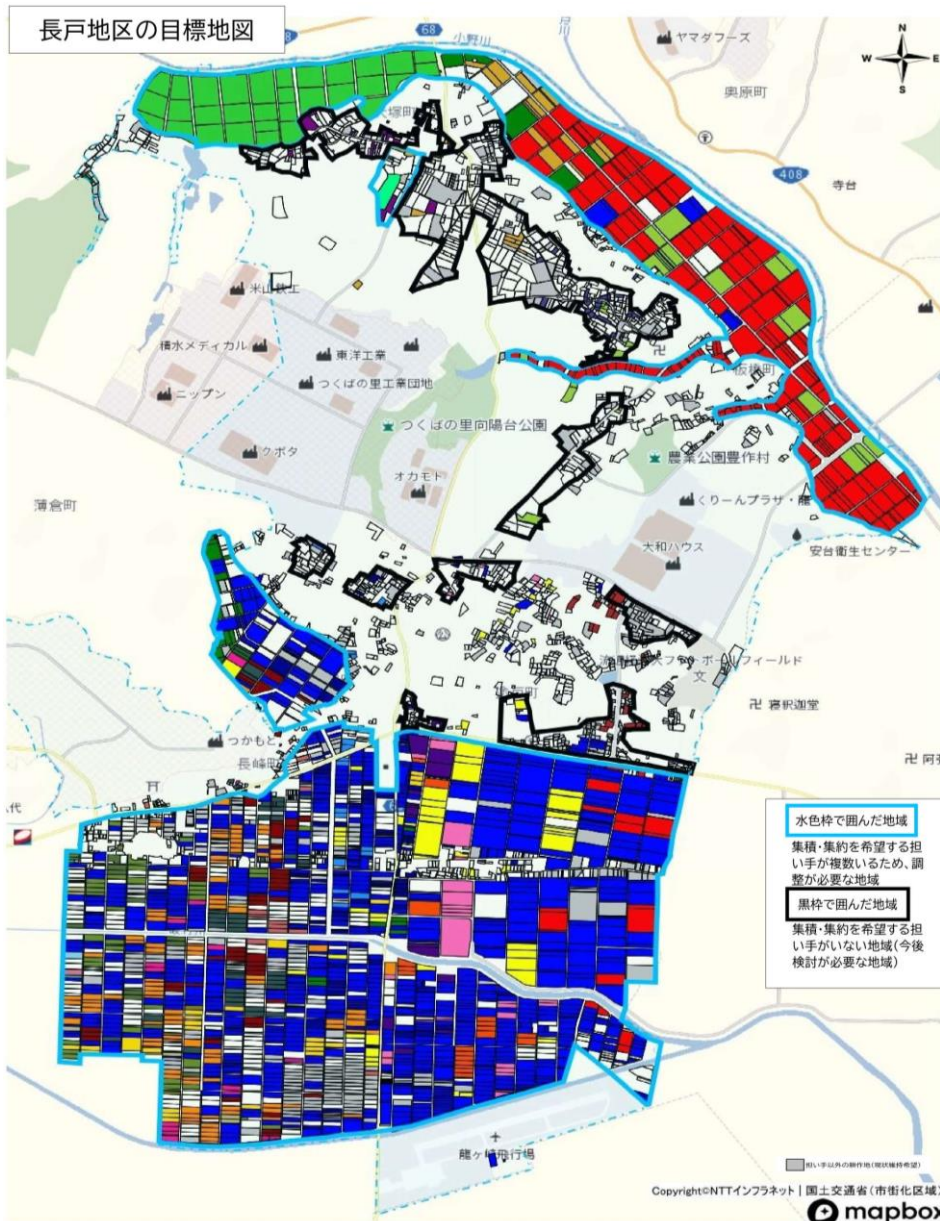
【大宮地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は656ha【集積率46%】
- ・基幹作物は水稻、施設トマト
- ・江川以北は、規模拡大を希望する農家に加えて、地元農家も多く営農しており、農地集約の協議は時期尚早。
- ・江川以南は、新メガファーム事業（R4-R6）の対象区域。農地集積・集約も進捗。引き続き、農地集積・集約に取り組む。
- ・大宮小学校付近の水路にて、ジャンボタニシの発生を確認。農作物被害の予防のため、防除対策の周知、情報共有、対策の実行が必要。

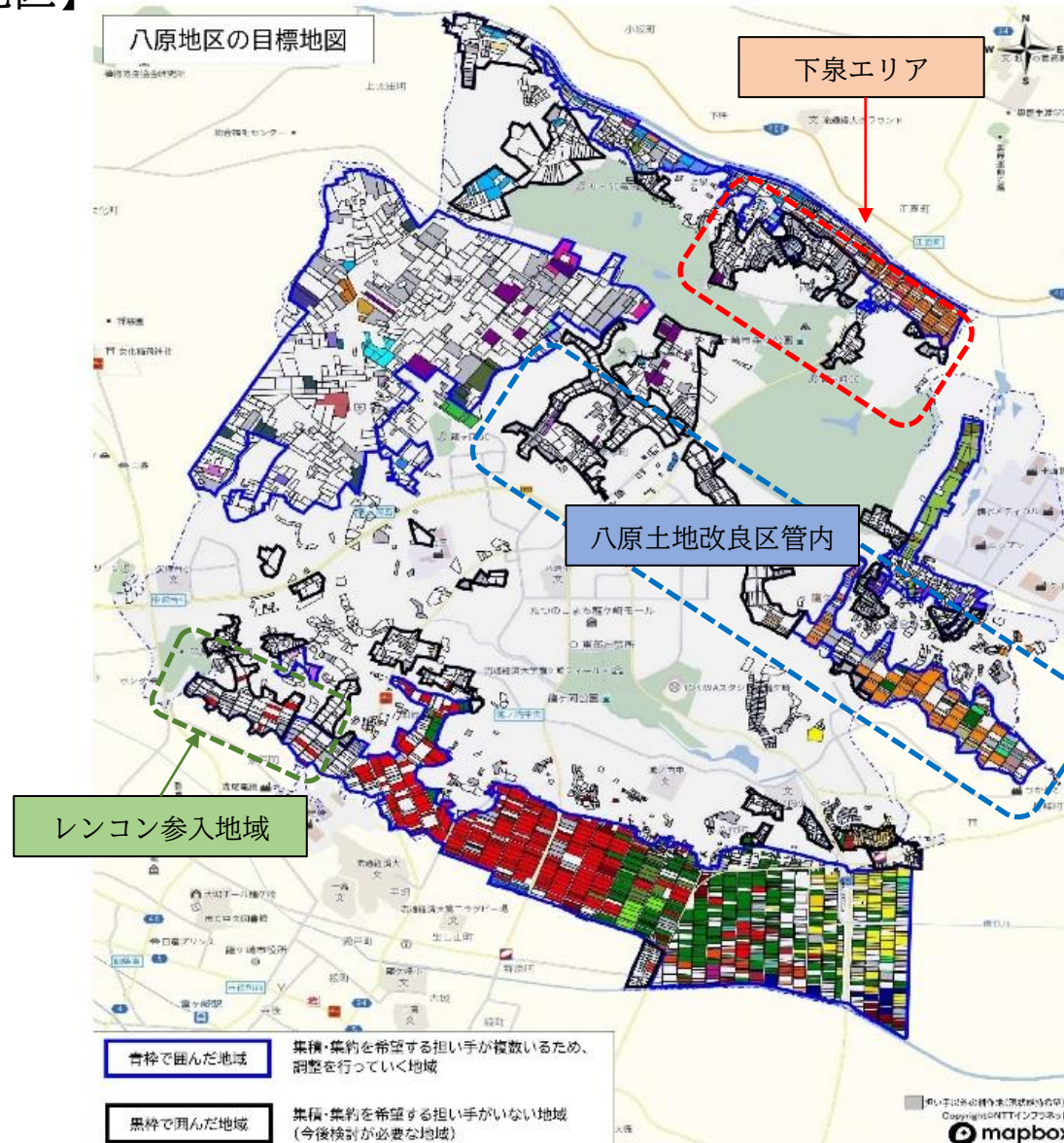
【長戸地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は520ha【集積率61%（目標63%）】
- ・基幹作物は水稻、露地野菜
- ・北部の水田は、2つの集落営農を中心に集積、集約。南部の水田は、規模拡大意向の農家も多数おり、農地集約の協議は時期尚早。
- ・畑地は農家の高齢化、離農、後継者不足が顕著。牧場（他市）の飼料作物栽培などの利用が拡大。
- ・南部の水田にて、ナガエツルノゲイトウの発生を確認。農作物被害の予防のため、防除対策の周知、情報共有、対策の実行が必要。

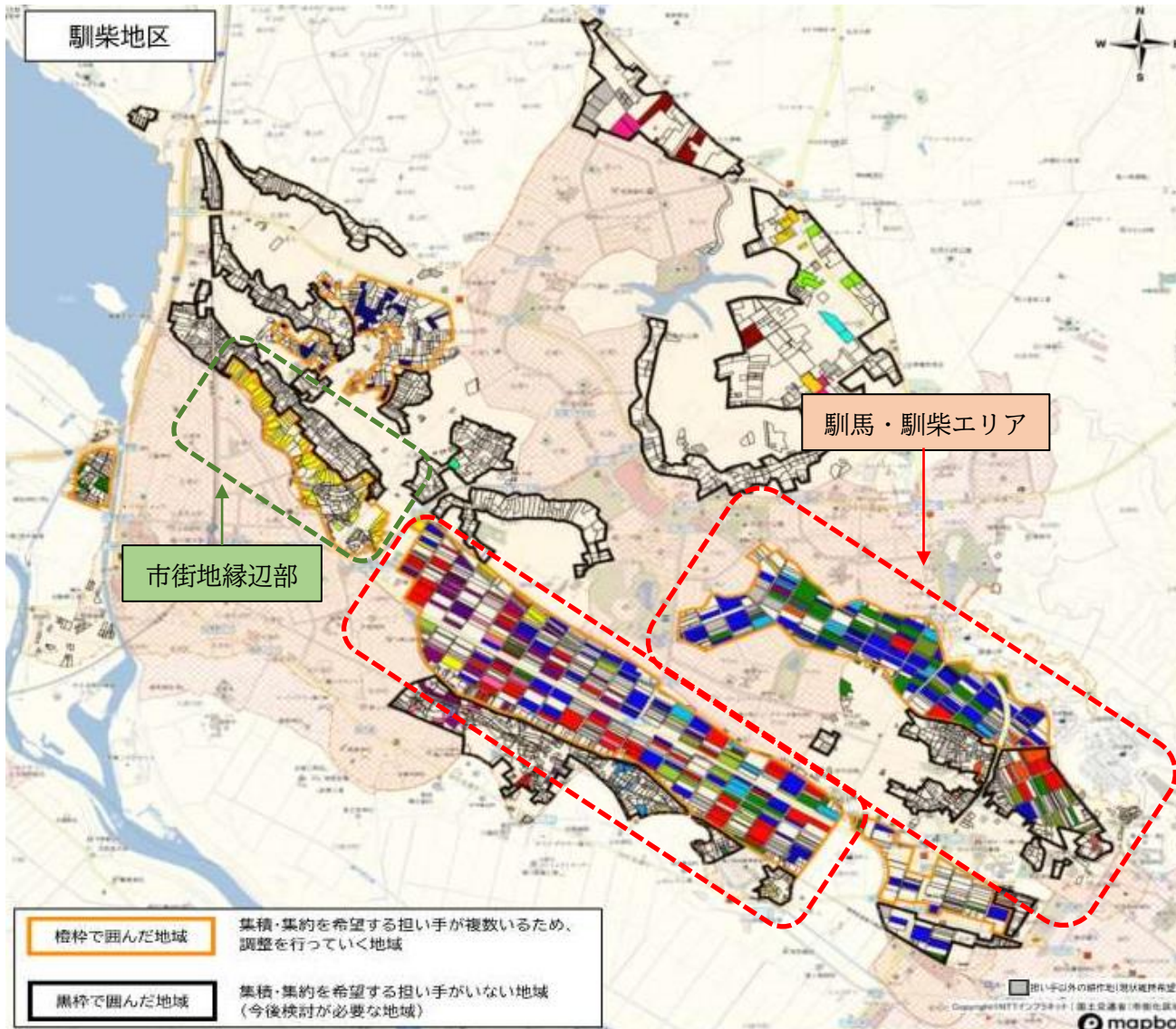
【八原地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は662ha【集積率32%】
- ・基幹作物は水稻、露地野菜、花き
- ・南部の水田（羽原、八代）は、農地集積は進捗。地元の農家も多く、農地集約の協議は時期尚早。
- ・南部谷津田（別所）は、レンコン農家の参入もあり、荒廃農地の解消を含めた取組が進捗。
- ・八原土地改良区管内（薄倉谷津）において、大規模な離農。担い手参入を促すも、多くの農地が未耕作。
- ・貝原塚の畑地においては、花き・露地野菜を中心に利用。また、飼料作物の栽培も拡大。
- ・泉町の畑地においては。農家の高齢化、規模縮小、離農もあり、後継者不足。
下泉エリアを中心に、畑作農家を募り、話し合いの場を設けていく。（令和8年9月予定）

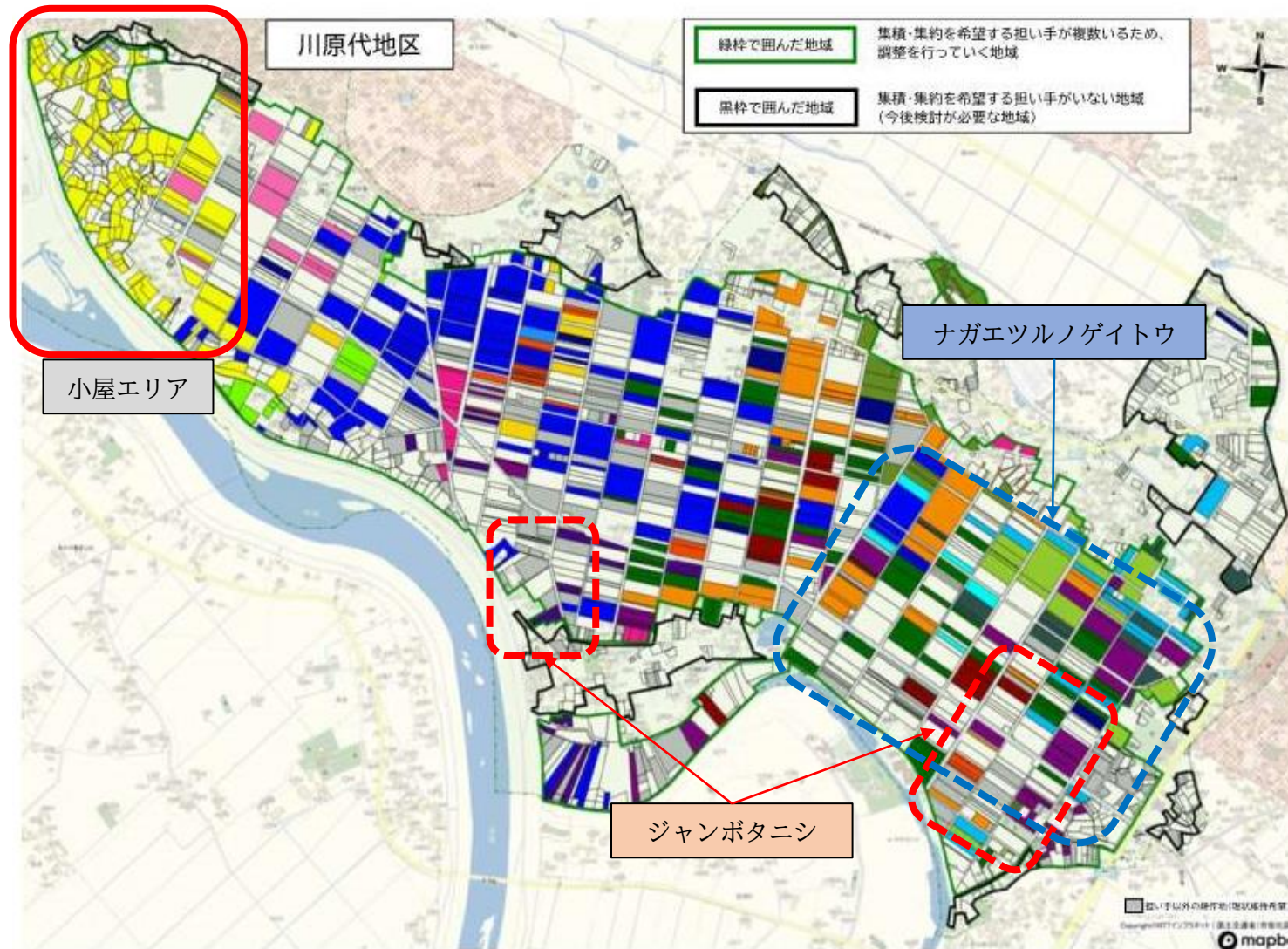
【馴柴地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は385ha【集積率33%】
- ・基幹作物は水稻、露地・施設野菜
- ・馴馬・馴柴エリアの水田は、多面的機能活動組織の立ち上げも踏まえ、農地の集積・集約。重点エリアとして、話し合いの場を設ける。
(未定（冬季予定）)
- ・畑地は規模拡大希望農家に順次、集積を図る。
- ・若柴台の下エリアは、都市計画マスタープランにおいて、市街地縁辺部として位置付け。市街地を補完する用途の土地利用も検討。

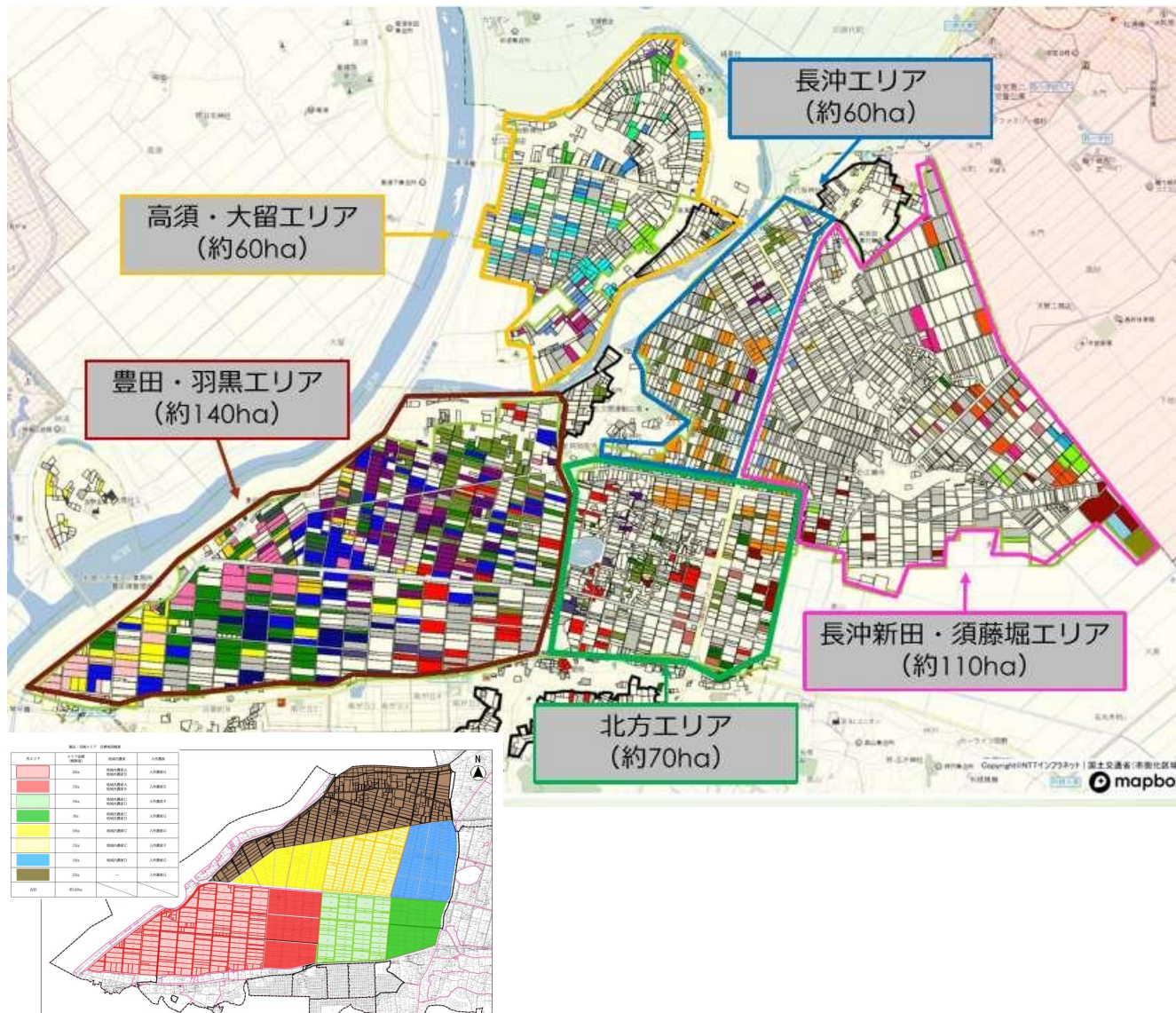
【川原代地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は261ha【集積率41%】
- ・基幹作物は水稻
- ・二区、三区は区画規模、用水（パイプライン）、地盤等の条件が良く、優良農地が多い。
- ・地元の小規模農家も多く営農。今後、5年程度は安泰。離農する農地も地元農家を中心に引き継ぐ。
- ・一方、小屋エリア（城西中学校以南）は、不整形・狭小な農地。
- ・三区、砂波の一部にて、ジャンボタニシの発生を確認。また、ナガエツルノゲイトウも確認。農作物被害の予防のため、防除対策の周知、情報共有、対策の実行が必要。
- ・小屋エリアを重点エリアとして、対象者を募り、話し合いの場を設けていく。（令和8年8月予定）

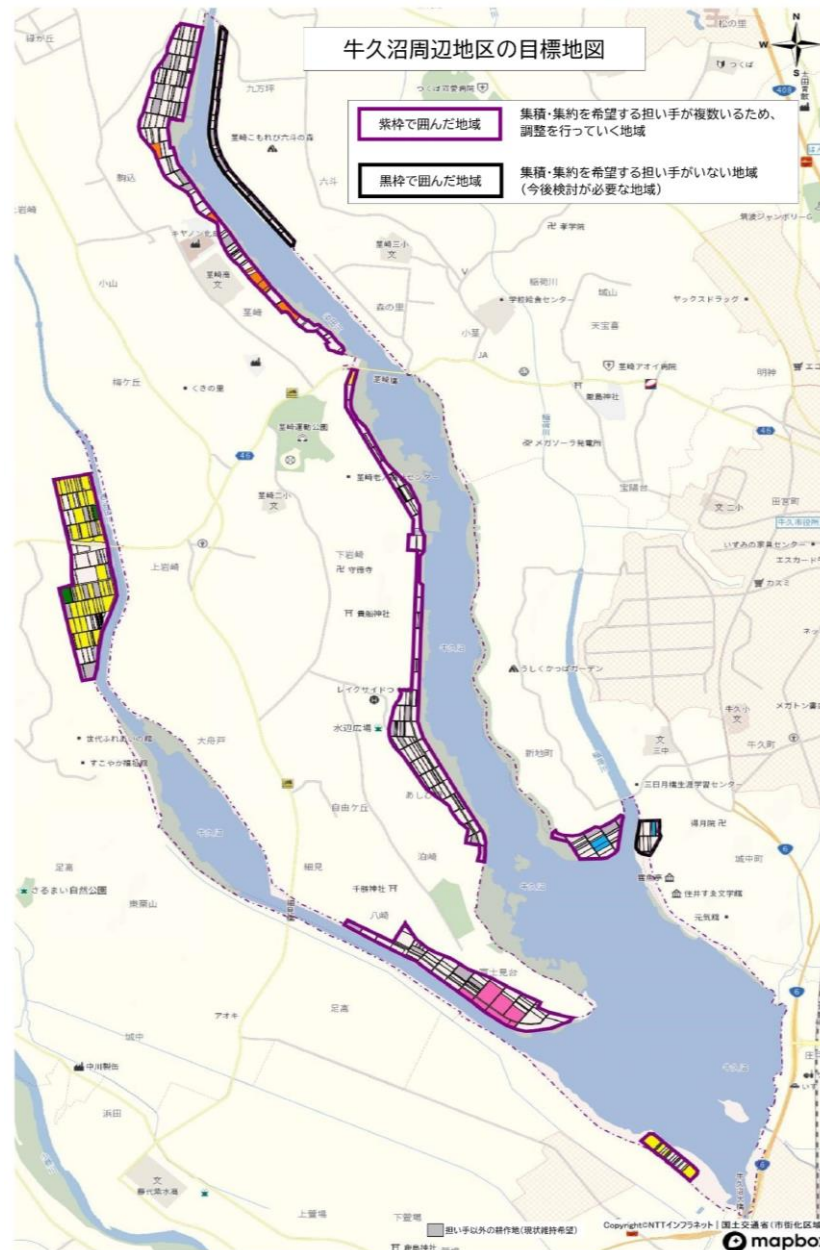
【北文間地区】



【地域の概況】

- ・農地面積は441ha【集積率27%】
- ・基幹作物は水稻
- ・**豊田・高須エリア**は、重点エリアとして、話し合いを継続予定。目標地図に基づく、農地集約化の協議を開始予定。（令和8年8月）
- ・北方エリアは、基盤整備事業に関する協議を実施中。
- ・豊田・高須エリアの農地集約化の協議がひと段落してから、他エリアで成果等を共有し、取組の展開を図る。

【牛久沼周辺地区】



【地域の概況】

- ・ 農地面積は105ha 【集積率4%】
- ・ 基幹作物は水稻
- ・ 周辺市町村と広く農地が接し、特につくば市、つくばみらい市の担い手を中心に土地活用。
- ・ 大規模経営体を中心とした農地集積、農地中間管理機構の活用を進め、集積率の向上と耕作者の見える化を図っていく。
- ・ 多面的機能活動組織の活動による話し合いをできないか模索中。

4. 皆さまへお願いしたいこと

- 「地域計画」の話し合いは、地域農業の将来像を明確化し、地域農業を守るだけでなく、皆さま自身の農業経営の安定・効率化、儲かる農業の実現に寄与できるものと確信しています！
ぜひ、じぶんごとの取組として、取組の進め方について一緒に悩んでください。
- 有意義な話し合いをするには、実際に農業をされる皆さまの「想い」が重要になります。
じぶん龍の「想い」を伝え、話し合いを牽引してください。
- 農業をされる皆さまは一国一城の主です。それぞれの「想い」に相違があって当たり前のことです。より良い農業経営、地域農業を実現するには、対話を重ねていくしかありません。
「また話し合いたい」と思える雰囲気づくりに協力してください。また、翌日以降にいがみ合いが続かないよう、各自心掛けてご参加ください。
- 座談会を含めた様々な場において、農業者の皆さま同士が交流する機会があると思います。
農地交換なども、積極的に話し合ってくださいようお願いします。
- 話し合いをするにあたって、必要な情報や資料（地図等）については、農業政策課へご相談ください。可能な限り協力いたします！

協議の場(話し合いの場)における約束事項

協議の場は、お互いの意見を「**聴き合う**」場です。

次の事項を守ってご参加ください。

- わたしは、自分ばかり話しません
- わたしは、頭から否定しません
- わたしは、楽しい雰囲気大切にします
- 参加者は、対等です
- 皆が気持ちよく話せるよう協力します

農地中間管理事業の推進について (相続未登記農地の活用等)

農地中間管理事業のしくみ

出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続
でお困りの方



農地を貸すメリット

貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。

貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。

設定した地代は機構から確実に支払われます。

相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます。

茨城県 農地中間管理機構 (農地バンク)

借受と転貸

市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。

受け手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。

簡易な条件整備を行います。
(受け手の要望により)

受け手

- 規模拡大
- 農地の集約化
- 新規参入
をお考えの方



農地を借りるメリット

長期の借入期間により安定した営農が可能です。

分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。

地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が受け手へ個別に支払います。

耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

〈借り受ける農地の基準〉

- 市街化区域以外の農地
- 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- 開発して農地又は農業用施設に利用することが適当な土地

確認事項

- ☐ 自己所有農地ですか？
(相続手続きが済んでいない農地については、権利者の同意が必要です。)
- ☐ 土地改良区賦課金の滞納はありませんか？
- ☐ 農地に賃借権等の権利を設定していませんか？
- ☐ 大型農業機械が通行可能な進入路(概ね2.5m)が確保されていますか？
- ☐ 隣接地との境界が明確ですか？

※機構の借受期間は、原則として10年以上ですが、出し手の希望等により10年に満たない期間で設定することもできます。

※15年以上の借受期間を設定した農用地等については、「土地改良法第87条の3第1項」の土地改良事業が行われることがあります。

茨城県農地中間管理機構

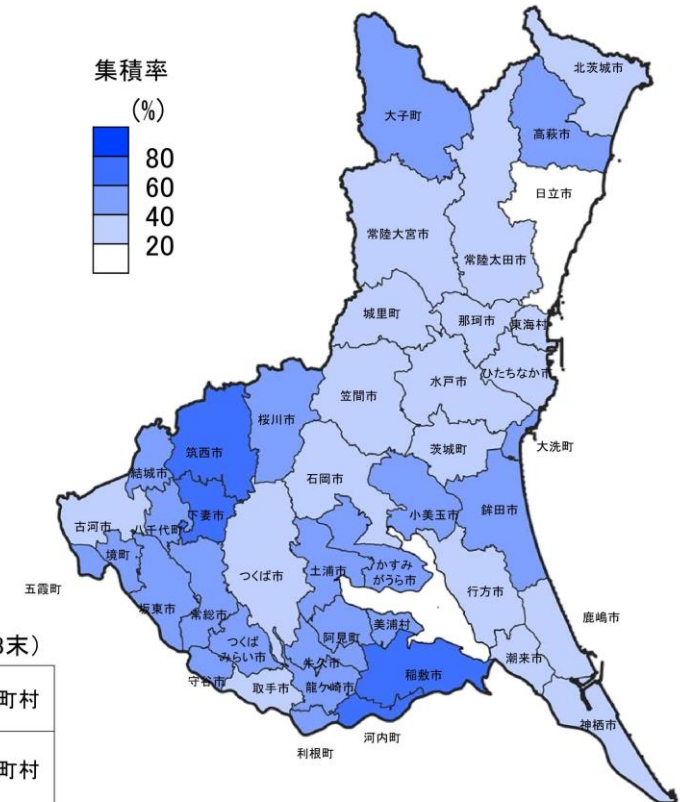
茨城県

集積率(県全体)

H26.3末	R7.3末	R8.3末
23.6%	42.3%	43.7%

集積率
(%)

80
60
40
20



農地中間管理事業の実施状況(R8.3末)

全市町村数	44市町村
農地中間管理事業実施市町村数	44市町村

- 国の目標集積率 : 70%【2030年(令和12年)】
- 茨城県の農地集積率目標 : 66%以上
- 龍ヶ崎市の農地集積率 : 57.8%(R8.3末)
- 大規模経営体を中心に事業活用

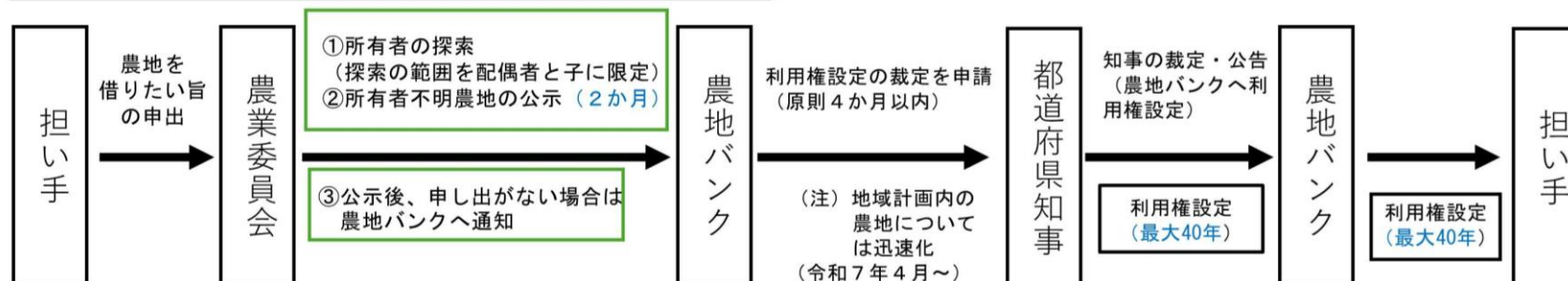
2. 所有者不明農地（相続未登記農地）

所有者不明農地制度の概要

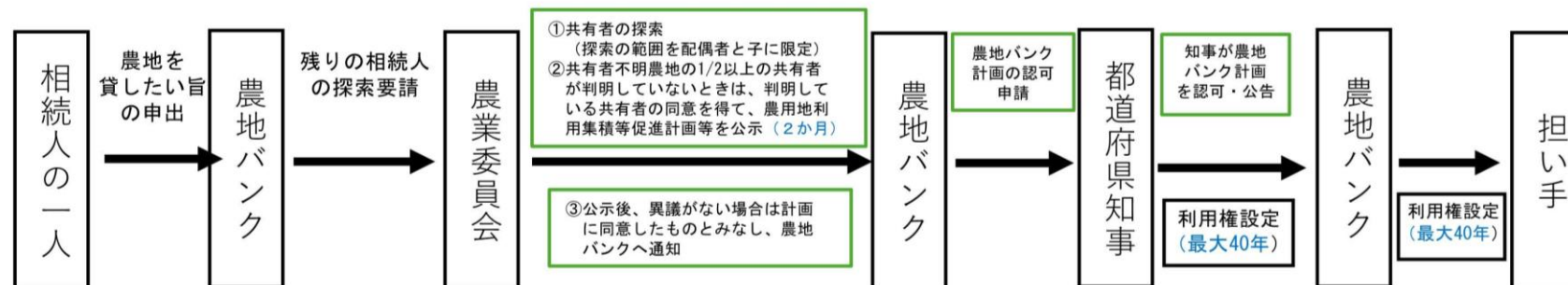
農林水産省HP

- 所有者不明農地の利活用を促進するため、平成30年11月に農業委員会の探索・公示手続を経て、農地バンクへの利用権設定できる仕組みを創設。
- さらに、令和5年4月から
 - ① 農地バンクの**利用権の設定期間の上限を20年から40年に引上げ**
 - ② 農業委員会による不明所有者の探索後の**公示期間を6か月から2か月に短縮**

■ 相続人が一人も判明していないとき → 農地法



■ 相続人が一人でも判明しているとき → 農地バンク法



※農地中間管理事業の利用権設定において、原則として農地共有所有者の過半の同意が必要になります。

区分	所有者不明農地（農地法）	共有者不明農地（農地バンク法）
相続人（共有者）の有無	1人も判明しない	1人でも判明している
相談窓口	農業委員会事務局	農業政策課（農地バンクより委託）
賃借料	農地賃借料情報など 【 <u>契約期間の賃料固定・変動制賃料不可</u> 】	相続人代表との協議 【変動制賃料も可能】
賃借料の支払い	一括又は分割（1年に1回）	1年に1回
契約期間	最大40年間 （原則10年間）	最大40年間 （原則10年間以上）
遊休農地解消事業	<u>活用不可</u>	活用可

※所有者不明農地の契約期間中の賃借料を、農地バンクが法務局（国）へ一括で供託。このため、契約期間は10年間を原則。一括して納付いただける場合は、要相談。

※土地改良区の賦課金滞納分については、土地改良区との協議を要する。

令和6年 龍ヶ崎市農地賃借料情報

令和6年1月から12月までに許可・公告された賃貸借における賃借料（10a当り）は、以下のとおりです。

令和7年9月

龍ヶ崎市農業委員会

【田（水稻）水利費地権者負担 の部】

地区	平均額	最高額	最低額	筆 数
龍ヶ崎	41,000円	60,100円	27,700円	130筆
大 宮	42,800円	53,900円	11,000円	310筆
長 戸	32,000円	50,700円	10,000円	15筆
八 原	36,800円	50,100円	25,000円	35筆
馴 柴	34,900円	50,700円	20,900円	26筆
川原代	38,400円	50,600円	23,700円	56筆
北文間	36,700円	50,000円	25,000円	130筆
市平均	40,200円 (1.6俵)	-	-	702筆

【田（水稻）水利費耕作者負担 の部】

地区	平均額	最高額	最低額	筆 数
龍ヶ崎	-	-	-	-
大 宮	17,300円	25,000円	9,700円	23筆
長 戸	27,400円	30,200円	16,200円	255筆
八 原	-	-	-	-
馴 柴	-	-	-	-
川原代	-	-	-	-
北文間	-	-	-	-
市平均	26,600円 (1.0俵)	-	-	278筆

【畑（普通畑）の部】

地区	平均額	最高額	最低額	筆 数
龍ヶ崎	-	-	-	-
大 宮	-	-	-	-
長 戸	-	-	-	-
八 原	8,100円	10,000円	3,300円	9筆
馴 柴	-	-	-	-
川原代	-	-	-	-
北文間	-	-	-	-
市平均	8,100円	-	-	9筆

* 1 俵当り25,000円換算

* 筆数は、集計に用いた筆数

○所有者不明農地の賃借料は、「農地賃借料情報」など、地域の実情にあわせたものとなります。

○周辺農地の特別事情など、加味すべき事情がある場合には、気軽にご相談ください。

農地バンクや市町村が 遊休農地を解消します！

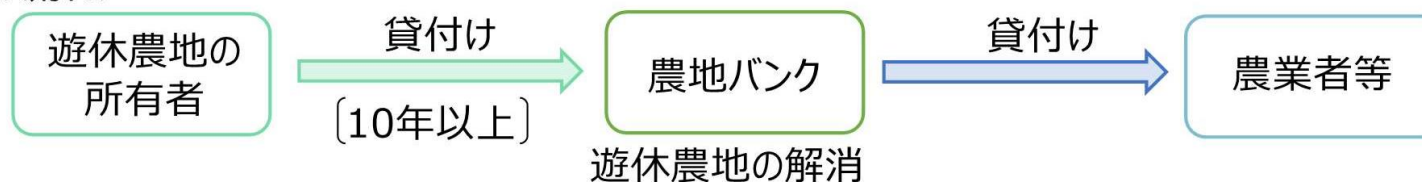
農林水産省HP

◆ 遊休農地解消対策事業

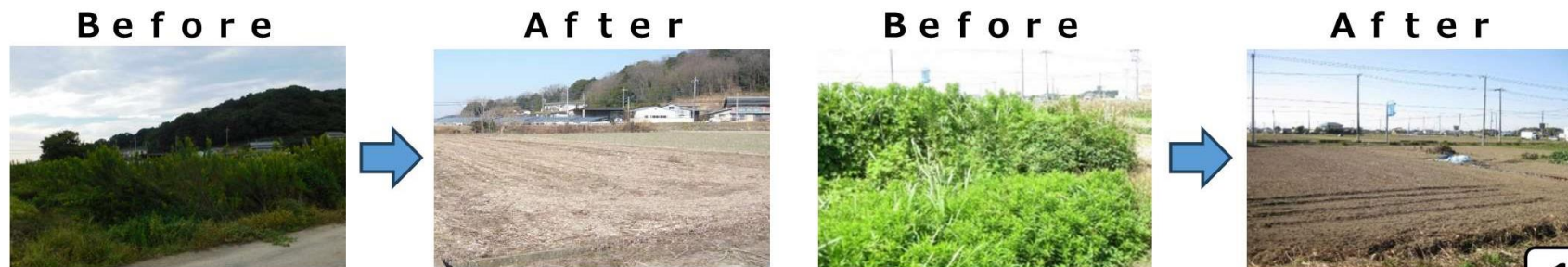
【事業の内容】

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【実際の事業活用による解消事例】



10



遊休農地解消対策事業

農林水産部農業経営課基盤強化G (029-301-3833)

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します

【対象農地】

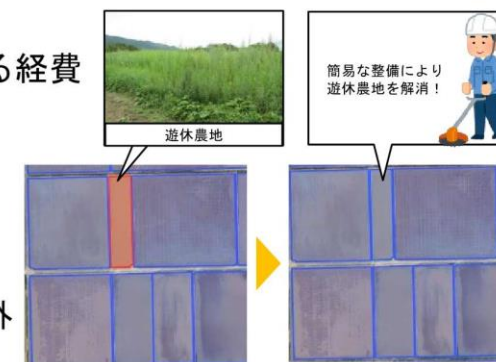
- 1 地域計画の目標地図において、受け手（耕作者）が位置付けられていない、草刈り等の簡易な整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
 - 2 機構が10年以上の農地中間管理権を設定すること
 - 3 機構が遊休農地を借り受け、解消した年度の翌年度までに担い手に貸付け等が見込まれること
- ※ 所有者不明農地は対象外

農業振興地域内の農用地以外も対象に！！

【事業内容】

遊休農地の簡易な整備に係る補助

- 整備内容：草刈り、除礫、抜根、耕起、整地等に必要な資材費、機械工費、委託料、労務費及びその他必要と認められる経費
- 実施主体：農地中間管理機構、市町村
※個人・法人等に対し、機構から作業委託可
- 交付金額：上限183千円／10a（国43千円、県140千円）
 - ・整備全体に対する交付額
 - ・畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外
 - ・抜根について、農業生産を目的に新植・改植された樹木は対象外
 - ・整備費が交付額を超えた場合は、出し手又は受け手からの徴収
 - ・県単事業、市町村単独事業と重複可能



遊休農地解消対策事業の取組イメージ

4. 皆さまへお願いしたいこと

- 農地中間管理事業の推進により、耕作者の「見える化」が進みます。
「地域計画」を軸とした農地集約化の取組の大変貴重な資料となります。
- 農業経営の効率化や地域農業（農地）を守り続けるため、所有者不明農地制度（所有者不明農地、共有者不明農地）の活用を検討ください。
関係機関も一体となって活用に向けた支援を行います。
- 本市においても、所有者不明農地制度や遊休農地解消対策事業の活用実績がございます。
まず、対象要件を満たすかどうかお気軽にご相談ください。
- 集積率が、国補事業の要件や優先枠になっています。集積率向上に協力ください。



農業経営の効率化

荒廃農地の発生抑制

地域農業維持発展

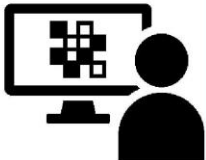
に向けて、制度を上手にご活用ください！！

本市の展開する補助事業

農業者のみなさま

スマート農業を導入しませんか？

龍ヶ崎市では、AI、ICTなどの先端技術を活用した農業技術、いわゆる「スマート農業」による農業経営の省力化や高品質生産を実現するための支援として、スマート農業導入に係る費用の一部を補助します。

〈 事業の内容 〉	〈 補助金の額 〉
営農支援システムの導入支援 圃場管理や栽培管理、作業予測など営農支援ツールの利用に対する費用を支援します。 	30 万円（上限） 【補助率】10/10
農業用ドローン活用への支援 農業用ドローンを活用した肥料及び農薬散布をする際に必要となるライセンスの講習費用の一部を支援します。 	20 万円（上限） 【補助率】1/3 ※農産物の輸出に取り組んでいる場合 補助率1/2、上限30万円
圃場管理システム（センサー）導入支援 水田の水管理の省力化を図るための水位センサー導入やハウス施設内の環境モニタリングシステム導入費用の一部を支援します。 	20 万円（上限） 【補助率】1/3 ※農産物の輸出に取り組んでいる場合 補助率1/2、上限30万円
交付対象者	市内に住所を有する以下のいずれかに該当する農業者 ・認定農業者又は認定新規就農者 ・たつのこ産直市場出荷者

令和8年度 龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業概要

◆予算額4,000千円

☆事業の目的☆

畑作経営の発展を図るため、経営の多角化、ブランド化、新たな作物の導入等に取り組む農業者が農業用機械や施設を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

☆事業の概要☆

【事業実施主体】

【対象者】

- 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者
- ・畑作経営に取り組む認定農業者または認定新規就農者
- ・たつのこ産直市場に農産物を継続的に出荷しており、当該農産物に係る栽培記録簿を適正に整備している農業者

【補助率】

- ・補助対象事業費の1/3以内（上限100万円）
- ・認定新規就農者は、補助対象事業費の1/2以内（上限200万円）

【補助の対象になるもの】

- ・トラクター（30ps級以下）、育苗関連機械、播種機、移植機、防除機、動力噴霧機、収穫機、堀取機、出荷調整機、選別機、予冷库等
- ・鉄骨ハウス、パイプハウス新設、施設の環境制御に関する機械
- ・既存のハウスの被覆資材等の更新（ビニール、カーテン、防虫ネットなど）
- ・農業用井戸又は暗渠排水設備の設置（国営土地改良事業受益地を除く。）
- ・スマート農業機械（農林水産省が作成した「スマート農業技術カタログ」及び「農業新技術製品・サービス集」に掲載されている機械等

※汎用性の高いもの（軽トラックなど）は対象外。

☆施設・機械等の導入例☆



トラクター



移植機



ハウスカオンキ



管理機



ハウスカーテン



農業用井戸

ナガエツルノゲイトウ防除費用の一部を補助します！

龍ヶ崎市では、特定外来生物である「ナガエツルノゲイトウ」の侵入による農地や生態系への被害を防止するため、ナガエツルノゲイトウ防除活動の支援として、除草剤散布に係る費用の一部を補助します。



ナガエツルノゲイトウが繁茂した水田
(丸で囲んだ箇所にナガエツルノゲイトウが繁茂)
ナガエツルノゲイトウが水田内に繁茂すると除去は非常に困難です。侵入される前の除草剤散布による防除が重要です！

補助対象者

市内にある田(畦畔を含む)の耕作者
※補助要件など詳細は裏面にて

補助内容

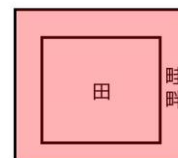
ナガエツルノゲイトウの防除を目的とした除草剤の散布を行う事業について、以下の表に応じた額を補助します。

	田（畦畔を含む）
市内に住所を有する耕作者	10a 当たり 3,000円
市外に住所を有する耕作者	10a 当たり 2,000円

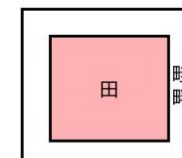
※市内にある田(畦畔を含む)に限る。

補助対象となる農地について

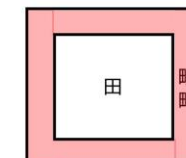
補助の対象となる農地は田(畦畔を含む)となります。以下の図のように赤く塗った箇所は補助対象とすることができます。



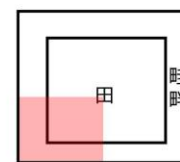
① 田及び畦畔の全面に繁茂



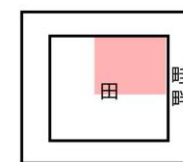
② 田の全面に繁茂



③ 畦畔の全面に繁茂



④ 田及び畦畔の一部に繁茂



⑤ 田または畦畔の一部に繁茂

補助要件について

- ◆ 補助対象田は以下の各号のいずれにも該当する田とします。
 - (1) 市内にある田であって、農地台帳または水田台帳に記録された現況地目が田である。
 - (2) ナガエツルノゲイトウが発生している。
 - (3) 次のいずれかに該当している田である。
 - ア 補助対象者(同一世帯の直系尊属を含む)が所有・耕作している田
 - イ 補助対象者が農地中間管理事業に関する賃借権設定等の認可を受け、耕作している田
 - ウ 補助対象者が農地法第3条に基づく権利設定の許可を受け、耕作している田
 - エ 水田台帳において、補助対象者が耕作していると記載があり、実際に補助対象者が耕作している田
 - オ 補助対象者が特定農作業受委託契約を締結し、全作業を受託・管理している田

※同一年度内において既に補助金の交付の決定を受けた農地、他自治体等から同種補助金等の交付の決定を受けた農地等は補助対象となりません。

- ◆ 補助金の交付対象となる事業は以下の除草剤の散布を行う事業となります。
 - ・ 水田におけるナガエツルノゲイトウ防除マニュアル(国立研究開発法人農業・食品技術総合研究機構発行)において有効であると記載されている除草剤
 - ・ その他市長が認めた除草剤

龍ヶ崎市ジャンボタニシ防除対策事業補助金 （令和8年作付けに向けた取組が対象です）

ジャンボタニシの生息域が市内全域に拡大することを防止するため、ジャンボタニシ防除の取組を一体的に行う農家に対して、その取組に係る経費について最大3年間助成します。この補助事業は、短期間に集中した防除対策を推進するものです。

対象者

- ・ 龍ヶ崎市に住所を有する者
- ・ 補助事業（裏面参照）を継続して3年間実施する意思を有する者

補助金額

10aあたり
9,000円
（1対象農地につき年1回の交付）

対象農地

下記のいずれにも該当する農地

- ① 農地法に規定されている農地台帳に記録されている龍ヶ崎市内の農地
- ② ジャンボタニシが生息している農地
（生息している可能性が高いと市長が認める農地を含む）
- ③ 自作地または借受地
（借受地は、中間管理事業又は農地法第3条第1項の規定に基づく貸借であるもの）



補助事業の内容

1. 必須対策事業

下記事業のいずれも実施すること

- ① 冬季の耕うん
1月及び2月に耕うん作業を3回実施する
- ② 春季の石灰窒素散布
4月及び5月のうち水温が17度以上になる時期に石灰窒素を散布する

2. その他の一体的対策事業

下記事業のいずれか1つ以上を選択し、実施すること

- ・ 水路の泥上げ： 1～2月に泥上げを実施する
- ・ 農業機械の洗淨： 作業後、補助対象農地以外の場所へ移動する前に機械の洗淨を徹底する
- ・ 水路からの侵入防止： 取水口・排水口にネットや金網を設置する
- ・ 捕殺： ほ場内・水路にトラップを設置する
- ・ 水路での殺卵： 水路の壁などについている卵塊を水中に落としたり、押しつぶしたりして殺卵する
- ・ 浅水管理： 水深4cm以下の管理を移植後3週間行う
- ・ その他の取組

地域全体で防除対策を行うことで、より防除効果が高くなります。ぜひ、地域一体となった防除対策にご協力ください。

「火入れ制度」について

1. 「火入れ制度」とは

【周知の背景】

○令和7年2月に岩手県大船渡市の林野火災による被害（2月26日発生、4月7日鎮火）

延焼範囲　：　約3,370ヘクタール

焼損棟数　：　住家90棟（うち全焼54棟）、住家以外136棟（うち全焼121棟）

死傷者数　：　死者1名、負傷者なし

○令和7年8月に公表された「大船渡市林野火災を踏まえた防災対策のあり方に関する検討会報告書」の提言。

- ・「**火入れ制度**」の許可制度を市町村において、あらためて周知すること
- ・林野火災注意報、林野火災警報を創設。消防の防火指導の強化 など

森林法令に基づく火入れ規制等の概要

1. 火入れ規制等の概要

制度概要

- 林野火災を防止するため、森林法第21条により、森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地についての火入れは、市町村長の許可を要することとされている。市町村長は、火入れの目的が造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良のいずれかでなければ、許可することはできない。
- 「火入れ」とは、立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為で、たき火とは異なる。
- また、同法第22条により、許可を受けて火入れをしようとする者は、防火の設備をし、火入れをする森林又は土地の周囲1kmの範囲の立木竹の所有者又は管理者に通知しなければならない。
- 法第21条第1項又は第22条の規定に違反した者は、20万円以下(保安林の場合30万円以下)、これによって他人の森林を焼燬した者は、30万円以下(保安林の場合50万円以下)の罰金に処される。
- 昭和58年に公布された行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律により、従来国の機関委任事務として市町村長が処理を行うこととされていた火入れの許可事務が、市町村の団体事務(現在は自治事務)とされ、許可権者が市町村長となった。
- このため、市町村の火入れ条例において、許可の要件、許可の対象期間・面積、火入れの方法(風下から実施すること等)、防火帯の設置、火入従事者、強風注意報や乾燥注意報発令時の火入れ禁止等について定めているが、求める水準は市町村によって様々である。
例えば、許可面積については1ヘクタールや5ヘクタール、防火帯の幅については3メートルや7メートルとするなどの例が見られた。

2. 森林計画関係

制度概要

- 市町村森林整備計画(森林法第10条の5)、森林経営計画(森林法第11条)には、火災の予防に関する事項を定めることとされている。



2. 林野火災注意報・林野火災警報

林野火災注意報 林野火災警報

が令和8年1月1日より新設されます！



令和7年2月26日に岩手県大船渡市にて発生した林野火災では、林野約3,370ha、90棟の住宅が焼失するという甚大な被害が発生しました。

これを受けて、火災予防条例が改正され、林野火災の予防を目的とした【林野火災注意報・林野火災警報】が令和8年1月1日より新設されます。

林野火災注意報・林野火災警報って？

前3日間の合計降水量が1mm以下
かつ
前30日間の合計降水量が30mm以下

または

前3日間の合計降水量が1mm以下
かつ
乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合を除く

「林野火災注意報」の発令

発令区域での火災予防条例に定める“火の使用制限”について、**努力義務**が課されます

「林野火災注意報」の発令



「強風注意報」の発令

「林野火災警報」の発令

発令区域での火災予防条例に定める“火の使用制限”について、**義務**が課されます

林野火災注意報・警報が発令されたら…

火災予防条例第29条の規定により以下の“火の使用制限”がかかります

1

山林、原野等において
火入れをしない

2

煙火(花火)を
消費しない

3

屋外において
火遊びまたはたき火を
しない

4

屋外においては
引火性又は爆発性の物品
その他の可燃物の付近で
喫煙しない

5

山林、原野等の場所で
喫煙しない

6

残火(たばこの吸殻を含む)、
取灰または火粉を
始末する

“火の使用制限”に違反すると

林野火災注意報 ▶ 罰則の伴わない注意喚起

林野火災警報 ▶ 30万円以下の罰金または拘留

「林野火災注意報・警報」が
発令された場合は

●ウェブサイトやSNS

●広報車等での巡回

などで周知、広報を行います。

発令中は
特に火の扱いに
注意しよう！



お問い合わせ

龍ヶ崎消防署 TEL.0297-62-5131

3. 「野焼き」と「火入れ」

「野焼き」と「火入れ」は、
届出等の取り扱いが異なります

「野焼き」 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き、屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています。

【「一部の例外」に該当する場合】

- ①農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
(田んぼの畔焼き、稲わら等の焼却)
- ②風俗慣習上又は宗教上の行事のために必要な場合
(どんど焼き、正月しめ縄・門松のお焚き上げなど)
- ③生活環境に与える影響が軽微である場合
(たき火など)

※「一部の例外」に該当していても周辺住民の方の生活環境への影響が確認された場合には、焼却の中止をお願いすることがあります。

【「野焼き(廃棄物の焼却)」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 都市整備部 生活環境課 TEL 0297-64-1111 内線421・427

「火入れ」 「森林法」において、森林の周囲1km範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止されています。

ただし、以下の内容に該当する場合に限り、市町村長の許可を得て実施することが可能です。

- 【目的】 ①造林のための地ごしらえ ②開墾準備
③害虫駆除 ④焼畑 ⑤採草地の改良

【面積】 2haまで

【森林との位置関係】 森林から1kmの範囲内

【その他主な留意事項】

- ・火入れ地の所有者または管理者の承諾が必要です
- ・責任者を定め、申請時には、火入れ地の周辺現況や防火の設備、防火計画、定められた人数の従事者の配置など必要事項を明示しなければなりません
- ・火入れ地の周囲1kmの範囲内の立木竹の所有者等に、予め実施内容を通知しなければなりません
- ・火入れ地の周囲に、幅5m(風下等の場合は10m)以上の防火帯を設け、可燃物を除去しなければなりません

市は、上記のほか気象状況見通し等の総合的判断から、周囲への延焼のおそれがないと認めた場合に許可証を交付します。詳細についてはお問い合わせください。

【「火入れ」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 市民経済部 農業政策課 TEL 0297-64-1111 内線411・412

最寄りの消防署へ
「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出が必要です！

【問い合わせ先】
稲敷広域消防本部
龍ヶ崎消防署
TEL 0297-62-5131

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ」は、土地に生えている雑草等を面的に焼却する行為であり、農地で、刈り取った稲わら・もみ殻や残葉等を焼却する行為は「火入れ」には当たりません。
※「火入れ」に当たらない「野焼き」、森林の周囲1km範囲外での火入れ行為は、上記欄で示した消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出のみが必要です。
申請書類は、実施予定日の14日前までに提出してください。

農地での焼却行為、これは「火入れ」なの？？

「森林法」において、森林の周囲1km範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止されています。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、市町村長の許可を得て実施することが可能です。

①田の畔や用水路沿いの草や葎を刈り取って、数カ所に集めて燃やす。

火入れではありません

※農業・林業を営むためにやむを得ないと認められる場合のみ、例外的に焼却することができます。近隣への配慮をお願いします

最寄りの消防署へ「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出が必要です！

②田の畔や水路沿いの草や葎を刈り取らず、生えたままの状態の草や葎に火を入れて、畔や水路沿いを面的に燃やす。

火入れです！

※害虫駆除を目的に行う場合のみ、各種要件を満たした場合に許可されます。

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ許可申請書」を提出し許可を得る場合は、消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出を省略できます。

③田の畔や水路沿いの草や葎を刈り取って、畔や水路沿いを面的に燃やすために必要最低限の刈草を残し、畔や水路沿いを面的に燃やす。

火入れです！

※害虫駆除を目的に行う場合のみ、各種要件を満たした場合に許可されます。

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ許可申請書」を提出し許可を得る場合は、消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出を省略できます。

④田畑に、庭などで刈り取った草や枯草、剪定した枝木などを持ち込んで燃やす。

火入れではありません

屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています

⑤田畑で、農業経営上で発生した廃材等を燃やす。

火入れではありません

屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています

「火入れ」の許可を得るには、火入れ地の所有者または管理者の承諾を得なければなりません。また、火入れする面積の制限や、当日配置する従事者数の定め、防火計画・防火設備の準備など、法令に基づく要件を満たす必要があります。詳しくは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

【「火入れ」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 市民経済部 農業政策課 TEL 0297-64-1111 内線411・412

4. 「火入れ」の届出が必要なのは・・・

いばらきデジタルマップ 森林



ログイン

AI モード すべて 画像 地図 ショッピング 動画 ショート動画 もっと見る ツール

wagmap.jp
<https://www2.wagmap.jp/ibaraki/PositionSelect>

いばらきデジタルまっぷ - wagmap.jp

茨城県震度予測マップ; 利根川水系_洪水浸水 ... 地図に表示したいジャンルを「オン」にして下さい。
全て表示: 森林計画図, 茨城県_林班, RINPAN, 茨城県_小班, 小班, 戻る ...

茨城県
https://www.pref.ibaraki.jp/shinrinzu/gojo_condition

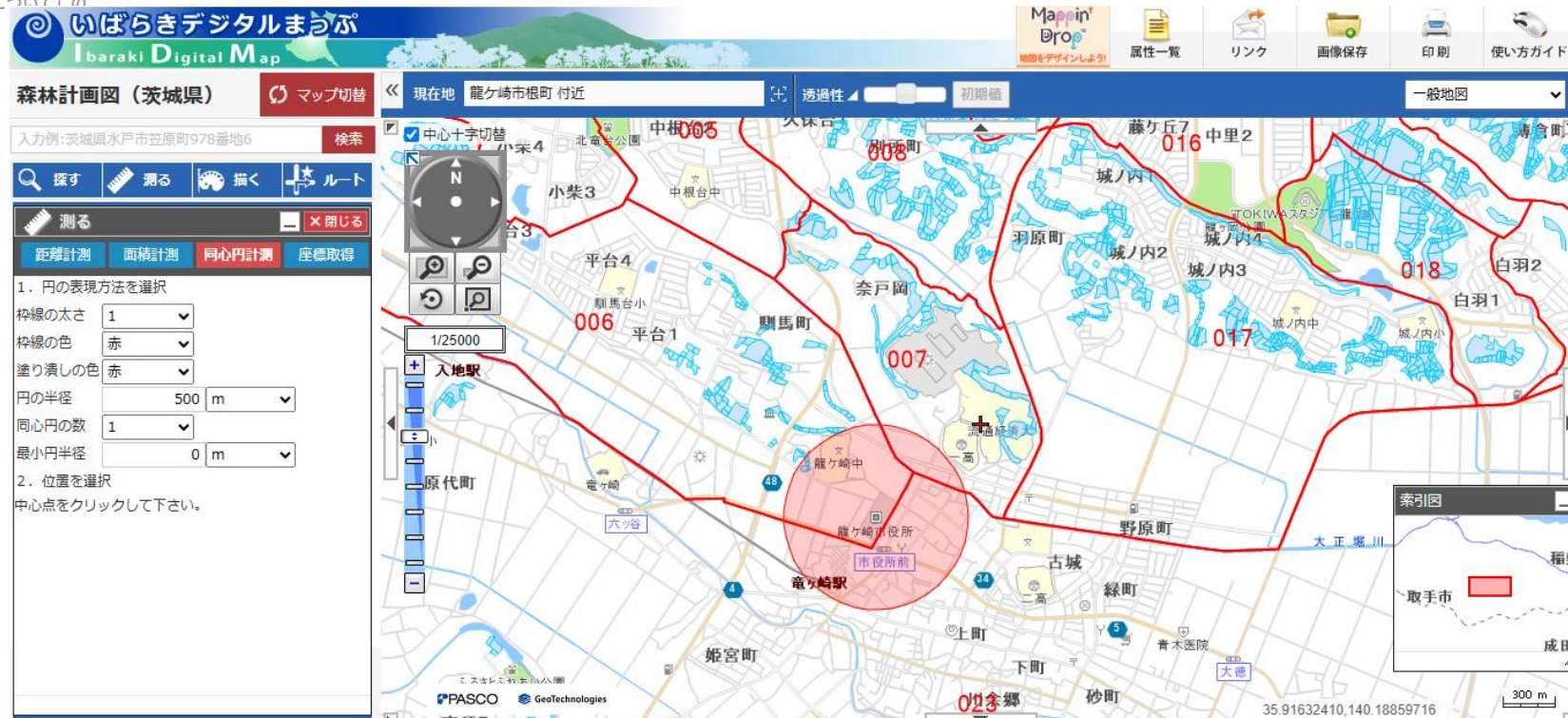
茨城県ホームページ 5条森林図

5条森林図については、令和2年4月1日より、いばらきデジタルまっぷでの公開に移行します。今後は、
下記のリンク先の「森林計画図・森林等のオープンデータ化について」の

○「いばらきデジタルマップ 森林」で検索し、「茨城県ホームページ 5条森林図」を検索！

○薄い水色で示した図形が「森林計画対象民有林」。「火入れ」対象地から1 km以内でないか、計測機能を使ってチェック！

○不明な場合は、市農業政策課へ相談ください！



関係機関からの情報提供

【茨城県県南農林事務所稲敷地域農業改良普及センター】

- 暑さに負けない米作り
- 水稻の品質向上（高温対策）に関するアンケート
- 県南地域堆肥活用研修会（申込用紙）

【茨城県県南農林事務所土地改良事務所】

- 大区画化等加速化支援事業（事業案内）